

軽油引取税

■納める人

- 特約業者、元売業者から軽油を引き取った者
- 軽油に軽油以外の油（灯油・重油・バイオディーゼル燃料など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者
（バイオディーゼル100%の場合は除かれます。）

■納める額

軽油1キロリットルにつき……………**32,100円**（1リットルにつき32円10銭）

■申告と納税

1 納入申告及び納税

特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

2 納付申告及び納税

販売業者が、製造軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

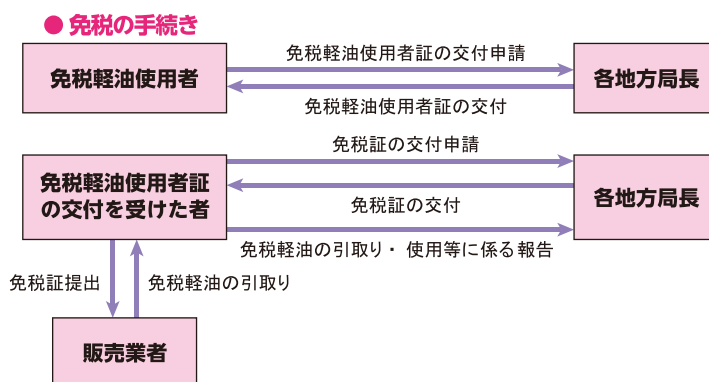
■免 税

農業、林業、漁業、鉱物の掘採事業その他の特定の事業の用途に使用される軽油は手続きにより免税となります。

なお、この免税制度は令和9年3月31日までの時限措置とされています。

※一定のレクリエーション（業として行うものを除く）の用に供する船舶（いわゆるプレジャーボート）は除外。

令和7年3月31日までは、課税免除とする経過措置あり。



製造軽油にも軽油引取税が課税されます！

軽油に灯油・重油・バイオディーゼル燃料などを混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油・重油・バイオディーゼル燃料などを混ぜて使用している場合にも軽油引取税が課税されます。

また、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして軽油の製造・販売又は消費を行う人は、事前に県地方局で承認を受けるとともに、それらを行った時期・数量等を帳簿に記載しなければなりません。

さらに、知事の承認を受けずに不正に軽油等を製造した者や、不正軽油と知りつつ購入、運搬又は保管等を行った者、不正軽油を製造すると知って、原材料や薬品、施設等を提供した者等に対し罰則が科せられます。



※愛媛県では、不正軽油の防止に向けて、「不正軽油ホットライン」を開設しております。
不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油ホットライン

東 予地方局 ☎ 0897-53-3054

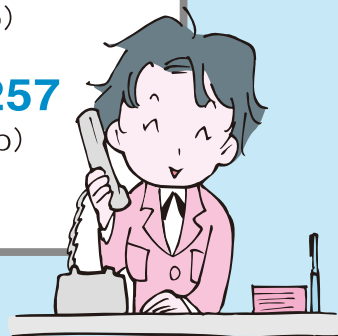
(Eメール tou-kazei@pref.ehime.lg.jp)

中 予地方局 ☎ 089-915-1110

(Eメール chu-kazei@pref.ehime.lg.jp)

南 予地方局 ☎ 0895-22-5257

(Eメール nan-zeimu@pref.ehime.lg.jp)



《不正軽油とは》

不正軽油には、脱税を目的として、軽油に灯油や重油を混ぜる「混和軽油」や重油、灯油を原料に製造する「密造軽油」等があり、これら不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪影響を及ぼすといわれております。

《次のような情報を受け付けています》

- (1) 密造施設についての情報
- (2) 販売業者についての情報
- (3) 使用・流通についての情報